

綾 部 市 の 人 口

(平成22年国勢調査結果報告書)

綾 部 市

はじめに

国勢調査は、わが国の人口、世帯、産業構造等の実態を調査するわが国最大規模の統計調査です。

大正9（1920）年に第1回調査が実施されて以来、ほぼ5年ごとに国の指定統計第1号として実施され、今回の平成22（2010）年国勢調査は、19回目となりました。

国勢調査の結果は、国の政治行政、都道府県、市町村各自治体の行政施策のたいへん重要な基礎資料となっています。

この報告書は、平成22年10月1日を調査日として実施された平成22年国勢調査の集計結果を基に「綾部市の人口」としてまとめたものです。各種行政の基礎資料として御活用いただければ幸いに存じます。

最後に、この度の国勢調査の実施に当たり、御協力いただきました指導員、調査員及び市民の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成24年10月

綾部市総務部総務課

目 次

はじめに

目 次

平成22年国勢調査の概要 1～10

結果の概要

1 全国の概要 11～12

2 京都府の概要 13

3 綾部市の概要 14～16

4 綾部市の人口の推移 17

統計表

第1表 年齢別・男女別人口 18～21

第2表 年齢3区分別・地域別人口、世帯数 22～23

第3表 自治会別男女別人口 24～29

第4表 自治会別年齢3区分別人口及び世帯数 30～36

第5表 世帯人員別世帯数及び世帯人員 37～38

第6表 配偶関係・男女別15歳以上人口 37～38

第7表 世帯の家族類型別世帯数 39～40

第8表 住居の種類・住宅の所有の関係別一般世帯 41

第9表 住居の種類・住宅の所有の関係別65歳以上世帯員のいる一般世帯 41

第10表 労働力状態・15歳以上人口 42～43

第11表 産業大分類・従業上の地位別15歳以上就業者数 44～45

第12表 地区別産業大分類別就業者数 46～47

第13表 産業（大分類）、年齢、男女別15歳以上就業者数及び平均年齢 48～49

第14表 常住地又は従業地による産業（大分類）別15歳以上就業者数 50～51

第15表 常住地又は従業地・通学地による年齢、男児別人口及び15歳以上就業者数 52～53

第16表 常住地及び従業地・通学地による15歳以上就業者数及び通学者数 54～55

第17表 昼間人口等の推移 56～58

第18表 市区町村別流出入人口 56～58

付表1 市区町村別人口及び世帯数（京都府） 59～60

付表2 都道府県別人口及び世帯数 61～62

平成22年国勢調査の概要

1 調査の時期

平成22年国勢調査は、平成22年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

2 調査の法的根拠

平成22年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総理省令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

3 調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、日本に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- (2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

4 調査事項

平成22年国勢調査では、男女の別、出生の年月日など世帯員に関する事項を15項目、世帯の数など世帯に関する事項を5項目、計20事項について調査しました。

(世帯員に関する事項)

- ① 氏名
- ② 男女の別
- ③ 出生の年月
- ④ 世帯主との続き柄
- ⑤ 配偶の関係
- ⑥ 国籍
- ⑦ 現在の住所における居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地
- ⑨ 在学、卒業等教育の状況
- ⑩ 就業状態
- ⑪ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- ⑫ 仕事の種類
- ⑬ 従業上の地位
- ⑭ 従業地又は通学地
- ⑮ 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- ① 世帯の種類
- ② 世帯員の数
- ③ 住居の種類
- ④ 住宅の床面積
- ⑤ 住宅の建て方

5 調査の方法

平成22年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯の流れにより行いました。

調査は、総務大臣により任命された全国で約70万人の調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行われました。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法としました。

6 利用上の注意

(1) 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「—」・・・該当数字のないもの

「X」・・・統計法に基づく秘匿数値

「0」・・・単位未満のもの

「△」・・・負数（マイナス）

なお、数字の単位未満は四捨五入し、総数には不詳を含んだため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。

(2) この報告書の数値は、平成22年国勢調査の調査区及び基本単位区を基に集計したものであり、日常使用している地区（自治会）の区域及び数値と異なっている場合があります。

7 内容についての問い合わせ先

綾部市総務部総務課情報管理担当

TEL 0773（42）3280（内線：223・242）

用語の解説

○ 人口

調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。

○ 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢です。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

○ 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

未婚 — まだ結婚したことのない人

有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

○ 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しました。

一般世帯とは、次のものをいいます。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいいます。

なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人です。

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、すでに3か月以上入

院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び
婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）
を有しない船舶乗組員など

○ 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

○ 世帯の家族類型

世帯の家族類型とは、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次の
とおり区分した分類をいいます。

平成22年調査から、統計の利用の便に供するため、「親族世帯」及び「非親族世
帯」を「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しました。

A 親族のみの世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族
関係にある世帯員のみからなる世帯

B 非親族を含む世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親
族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯 — 世帯人員が一人の世帯

○ 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみ
から成る一般世帯をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみ
から成る一般世帯をいいます。

○ 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいいま
す。

○ 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

住宅 — 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となります。

住宅以外 — 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

○ 住宅の所有関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 — 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家 — 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家 — その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構・公社の借家 — その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

民営の借家 — その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 — 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り — 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

○ 人口集中地区

人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原

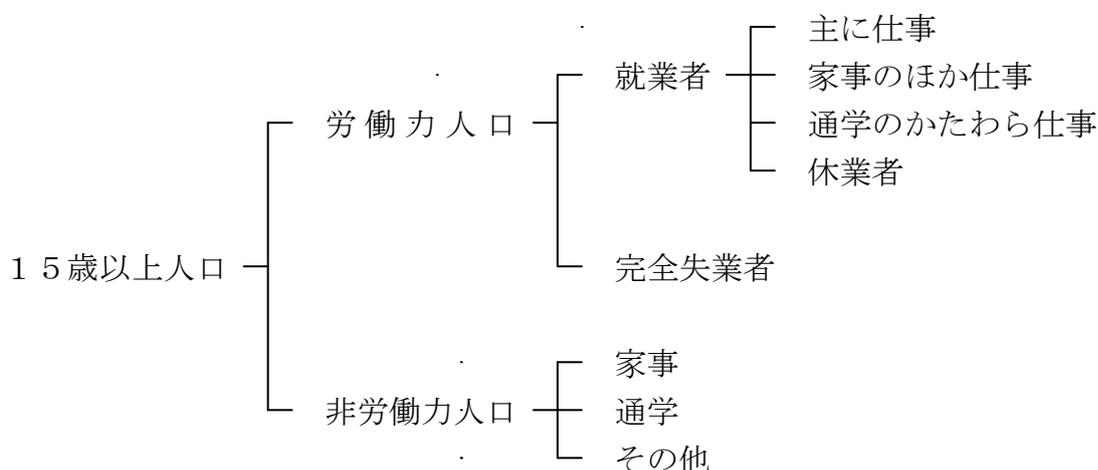
則として人口密度が1km²当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

・人口集中地区を設定した経緯

1. 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
2. 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
3. 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
4. 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

○ 労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 — 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現金収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうこ

とになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 — 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合

家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかわり例えばアルバイトなど少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者 — (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者 — 調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 — 主に通学していた場合

その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

○ 従業上の地位

就業者について、調査期間中その人が仕事をしていました事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

平成22年調査では、従来雇用者の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、次のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者

派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更しました。

雇用者 — 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員 — 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員 — 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他 — ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員 — 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 — 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

○ 産業

就業者について、調査期間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）を基に、大分類は20項目、中分類は82項目、小分類は253項目に区分されています。

また、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類しています。

<注意点>

1. 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によつています。
2. 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によつて分類しています。
3. 本書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

結果の概要

1 全国の概要

(1) 総数

- ・ 平成22年国勢調査による10月1日現在の我が国の総人口は、128,057,352人で、前回調査の17年に比べ、37,741人、0.3%増加しました。人口増加率は、昭和55年以降低下を続け、この5年間は戦後最低の人口増加率となっています。
- ・ 我が国の人口は、世界の人口68億96百万人の1.9%を占め、中国(13.4億人)、インド(12.25億人)、アメリカ合衆国(3.1億人)、インドネシア(2.4億人)、ブラジル(1.9億人)、パキスタン(1.7億人)、ナイジェリア(1.6億人)、バングラデシュ(1.5億人)、ロシア(1.4億人)に次いで10番目となっています。

(2) 都道府県別人口

- ・ 全国47都道府県の人口は、300万人以上は10都道府県、200万人台が10府県、100万人台が19県、100万人未満が8県となっています。
- ・ 人口増加率は、東京都が4.6%と最も高く、以下、神奈川県2.9%、千葉県2.6%、沖縄県2.3%、滋賀県2.2%と続いており、9都府県で人口が増加しました。

(3) 男女別人口

男女別人口では、男性62,327,737人、女性65,729,615人で、女性が3,401,878人多く、人口性比(女性100人に対する男性の数)は、94.8となっており、平成17年に比べ0.5ポイント低下しています。

(4) 年齢別人口

- ・ 年齢別人口では、年少人口(15歳未満人口)は、16,803,444人(総人口の13.2%)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)は81,031,800人(同63.8%)、老年人口(65歳以上人口)は29,245,685人(同23.0%)となっています。
- ・ 老年人口は、平成17年に比べ3,573,680人(13.9%)増加し、総人口に占める割合も前回の20.2%から2.8ポイント上昇しており、高齢化が更に進行しています。
- ・ 年少人口は、平成17年に比べ717,790人(4.1%)減少し、総人口に占める割合も前回の13.8%から0.6ポイント低下し、調査開始以来最も低くなっています。
- ・ 生産年齢人口は、平成17年に比べ3,060,614人(3.6%)減少し、総人口に占める割合も前回の66.1%から2.3ポイント低下しています。
- ・ 総人口に占める老年人口の割合を都道府県別にみると秋田県が29.6%と最も高く、沖縄県が17.4%で最も低くなっています。平成17年に比べるとすべての都道府県で上昇しており、全国的に高齢化が進行しています。

- ・ 総人口に占める年少人口の割合は、平成17年に比べすべての都道府県で低下し、その結果、沖縄を除く46都道府県で老年人口が年少人口を上回りました。

2 京都府の概要

(1) 総数

平成22年10月1日現在の京都府の人口は、2,636,092人で、平成17年に比べ11,568人(0.4%)減少し、全国人口の2.1%を占め、全国47都道府県中13位となっています。

(2) 市町村別人口

京都府内15市10町1村のうち、前回に比べ増加したのは4市1町、減少したのは11市9町1村となっています。

人口増加は、木津川市が6,112人で最も多く、以下京田辺市3,902人、長岡京市1,509人、精華町1,394人、宇治市18人となっています。

増加率でも、木津川市が9.6%と最も高く、以下京田辺市6.1%、精華町4.1%、長岡京市1.9%となっています。

一方、減少した市町村は、京丹後市が3,685人で最も多く、以下舞鶴市3,064人、福知山市2,325人、綾部市1,919人、城陽市1,599人となっています。

減少率では、笠置町13.3%、伊根町11.3%、南山城村11.2%、和束町10.3%、宮津市7.3%となっています。

(3) 男女別人口

男女別人口では、男性1,265,387人、女性1,370,705人で、女性が105,318人多く、人口性比(女性100人に対する男性の数)は92.3となっており、平成17年の92.6に比べ、0.3ポイント低下しています。

(4) 年齢別人口

年齢別人口では、年少人口は、334,444人(総人口の12.7%、前回13.0%)、生産年齢人口は1,653,812人(同62.7%、前回66.3%)、老年人口は605,709人(同23.0%、前回20.0%)となっています。

前回調査と比べると、年少人口は、10,627人(3.1%)減少、生産年齢人口は102,635人(5.8%)減少しているのに対し、老年人口は、75,359人(14.2%)の増加となりました。この結果、年齢3区分割合は、前回調査に比べて年少人口が0.3ポイント、生産年齢人口が、3.6ポイント低下する一方で、老年人口が3.0ポイント上昇しています。

3 綾部市の概要

(1) 総数

平成22年10月1日現在の綾部市の人口は、35,836人で、平成17年と比較すると1,919人(5.1%)減少し、昭和25年の市制施行時の調査から減少を続けています。

(2) 人口集中地区(DID)

人口集中地区面積は3.6km²、区域内人口は12,617人で、平成17年と比較すると、面積は変更なし、人口では6.1%(前回13,439人)減少しました。

(3) 男女別人口

男女別人口では、男性17,036人で、前回調査と比較すると995人(5.5%)の減少、女性18,800人で、924人(4.7%)の減少となり、女性が1,764人多く、人口性比(女性100人に対する男性の数)は90.6で前回調査と比較すると0.8減少しています。

なお、人口性比は、全国の94.8、京都府の92.3と比較すると女性の割合が多くなっています。

(4) 年齢別人口

年齢別人口では、年少人口が4,495人で総人口に占める割合は12.6%(前回13.0%)、生産年齢人口が19,396人で54.2%(前回56.2%)、老年人口が11,884人で33.2%(前回30.4%)となっています。

前回調査と比較すると、65歳未満の人口が2,257人減少し、老年人口は392人(3.4%)増加し、老年人口の割合は前回調査から2.8ポイントの増となりました。

なお、綾部市の老年人口の割合は、京都府内の市町村では6番目、市では2番目に高くなっています。

(5) 地区別人口

今回調査で人口が増加したのは、吉美(213人)、中筋(27人)の2地区で、平成17年調査時と同じく、吉美地区は桜が丘団地の分譲、中筋地区は土地区画整理事業等による市街化等が主な要因と考えられます。

(6) 配偶関係

15歳以上人口を配偶関係別にみると、男性では、未婚者が3,637人(15歳以上の男性人口に占める割合24.8%)、有配偶者が9,809人(同67.0%)、死別者609人(同4.2%)、離別者548人(同3.7%)となっています。

一方女性では、未婚者が2,429人（15歳以上の女性人口に占める割合14.6%）、有配偶者が9,784人（同58.8%）、死別者3,480人（同20.9%）、離別者866人（同5.2%）となっており、前回に比べ、男女とも離別者が増加しています。

（7）世帯数

世帯総数は、14,006世帯で、前回と比較すると280世帯（2.0%）減少しています。

うち一般世帯数は13,988世帯、世帯人員は35,048人で、1世帯当たり人員は、2.51人となっています。前回調査から世帯数は、173世帯（1.2%）、世帯人員は1,890人（5.1%）減少したため世帯規模が2.61人から0.1人縮小しました。

（8）世帯の種類

核家族世帯は8,179世帯（一般世帯の58.5%）で、前回調査の8,436世帯（同59.6%）から257世帯、1.1ポイント減少しています。

さらに、65歳以上の親族のいる世帯は7,635世帯（同の54.6%）で前回調査の7,417世帯（同52.4%）から218世帯、2.2ポイント増加しました。

単独世帯は3,689世帯（同26.4%）で、そのうち65歳以上の高齢単身者は1,870人（男性440人、女性1,430人）となり、母子父子世帯は209世帯（同1.5%）となっています。

（9）労働力状態

平成22年10月1日現在の15歳以上人口31,280人の内、就業者は16,750人、完全失業者は993人で、この両者を合わせた労働力人口は17,743人となり、15歳以上人口に占める割合は56.7%となっています。一方、家事や通学などの非労働力人口は13,145人で、15歳以上人口に占める割合は42.0%となっています。

前回調査と比べると、労働力人口は2,189人（11.0%）減少し、非労働力人口は603人（4.8%）増加しています。

労働力人口を男女別にみると男性が10,091人、女性が7,652人で、構成比は、男性56.9%、女性43.1%となっています。

（10）産業別就業者

15歳以上就業者を産業3部門別にみると、第1次産業就業者は1,463人で8.7%、第2次産業就業者は5,212人で31.1%、第3次産業就業者は9,548人で57.0%となっており、前回調査と比較すると、第1次産

業就業者は856人(36.9%)、第2次産業就業者は1,304人(20.0%)、第3次産業就業者は475人(4.7%)、いずれも減少しました。

(11) 昼間人口

常住人口(夜間人口)35,836人のうち通勤、通学により他市町村に流出している人口は4,943人で他市町村から流入している人口は5,051人で差し引き108人の流入超過となりました。

そのうち、通勤による流入人口は4,767人、流出口は4,333人です。

4 綾部市の人口の推移

	人口総数			増減		面積 k m ²	人口密度 (1 k m ² 当たり) 人	D I D人口 人	D I D面積 k m ²
	総数	男	女	実数	率				
昭和	人	人	人	人	%	k m ²	人	人	k m ²
5年	48,206	22,401	25,805	908	1.92	348.49	138.3	—	—
10年	46,567	21,574	24,993	△ 1,639	△ 3.40	348.49	133.6	—	—
15年	45,388	21,158	24,230	△ 1,179	△ 2.53	348.49	130.2	—	—
22年	54,005	25,352	28,653	8,617	18.99	348.49	155.0	—	—
25年	54,055	25,804	28,251	50	0.09	348.49	155.1	—	—
30年	53,235	25,555	27,680	△ 820	△ 1.52	348.49	152.8	—	—
35年	51,258	24,149	27,109	△ 1,977	△ 3.71	348.49	147.1	11,108	1.1
40年	48,339	22,238	26,101	△ 2,919	△ 5.69	348.49	138.7	12,726	1.7
45年	44,983	20,751	24,232	△ 3,356	△ 6.94	348.49	129.1	12,484	2.3
50年	43,490	20,414	23,076	△ 1,493	△ 3.32	348.49	124.8	11,937	2.5
55年	42,552	20,096	22,456	△ 938	△ 2.16	348.49	122.1	12,806	3.0
60年	41,903	19,816	22,087	△ 649	△ 1.53	348.49	120.2	12,228	3.0
平成2年	40,595	19,197	21,398	△ 1,308	△ 3.12	347.11	117.0	11,299	2.7
7年	39,981	19,067	20,914	△ 614	△ 1.51	347.11	115.2	12,867	3.3
12年	38,881	18,548	20,333	△ 1,100	△ 2.75	347.11	112.0	13,303	3.4
17年	37,755	18,031	19,724	△ 1,126	△ 2.90	347.11	108.8	13,439	3.6
22年	35,836	17,036	18,800	△ 1,919	△ 5.08	347.11	103.2	12,617	3.6

注) 昭和25年以前は、市町村合併前により総務省統計局の推計による。

